



兵労発基0704第1号  
平成29年7月4日

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 清水信一 殿

兵庫労働局長  
小林 健

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。